

介護サービス事業所等自己点検票（ユニット型指定短期入所生活介護事業）

令和5年7月1日適用

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
一 基本方針	<p>1 基本方針</p> <p>ユニット型指定短期入所生活介護の事業は、利用者1人1人の意思及び人格を尊重し、指定短期入所生活介護の利用前の居宅における生活と利用中の生活とが連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとなっているか。</p>	<p>法第73条第1項 条例111第169条</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
二 人員に関する基準	<p>1 従業員の員数</p> <p>(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者が、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとにユニット型指定短期入所生活介護事業の提供に当たる次に掲げる従業者区分に応じた員数を置いているか。</p> <p>①医師</p> <p>1人以上配置しているか。</p> <p>②生活相談員</p> <p>イ 常勤換算方法で、利用者の数が100又はその端数を増すごとに1人以上配置しているか。</p> <p>ロ 1人は常勤となっているか。</p> <p>ただし、利用者定員が20人未満である併設事業所の場合にあつては、この限りでない。</p> <p>ハ 社会福祉主事の資格を有する者又はこれに同等以上の能力を有する者となっているか。</p> <p>③介護職員又は看護職員</p> <p>イ 介護職員又は看護師若しくは准看護師（看護職員）は、常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1人以上となっているか。</p> <p>ロ 介護職員又は看護職員のうち、1人は常勤となっているか。</p> <p>ただし、利用定員が20人未満である併設事業所の場合にあつては、この限りでない。</p> <p>ハ 看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要があるときは、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保しているか。</p>	<p>法第74条第1項 要領1882第3の八の4(1) 条例111第147条第1項 規則141第31条第1項、第5項、第6項、第7項、第8項 要領1882第3の八の1の(4)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
二 人員に関する基準	④栄養士 1人以上配置しているか。 ただし、利用定員（都条例149条第1項に規定する利用定員）が40人を超えない指定短期入所生活介護事業所で他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより、当該指定短期入所生活介護事業所の効果的な運営が見込まれる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、栄養士を置かないことができる。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑤機能訓練指導員 イ 1人以上となっているか。 ロ 日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者となっているか。 ※「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）の資格を有する者をいう。		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>
	⑥調理員その他の従業者 当該事業所の実情に応じた適当数となっているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 従業者の員数を算定する場合の利用者の数は、前年度の平均数により算定しているか。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数により算定しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 管理者 (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、各ユニット型指定短期入所生活介護事業所において管理者を置いているか。	条例111第148条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 管理者は、専ら当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者であるか。ただし、管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務に従事し又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。	条例111第148条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
三 設備に関する基準	1 利用定員等 ユニット型指定短期入所生活介護の利用定員は20人以上となっているか。	法第74条第1項 条例111第171条 準用（第149条）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
三 設備に関する基準	<p>2 設備及び備品等</p> <p>(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物となっているか。</p> <p>ただし、利用者の日常生活に充てられる居室、静養室、食堂、浴室及び機能訓練室を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない建物にあっては、建築基準法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物とすることができる。</p>	<p>法第74条第2項            条例111第170条第1項            要領1882第3の八の2の(2)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(2) (1)の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の①～③のいずれかの要件を満たし、かつ、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めたユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物の場合は、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。</p> <p>① スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所への防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。</p> <p>② 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。</p> <p>③ 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。</p>	<p>条例111第170条第2項</p> <p>規則141第38条第2項第1号</p> <p>規則141第38条第2項第2号</p> <p>規則141第38条第2項第3号</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業所には、次に掲げる設備を設けるとともに、指定短期入所生活介護を提供するために必要な他の設備及び備品等を備えているか。</p> <p>①ユニット</p> <p>②浴室</p> <p>③医務室</p> <p>④調理室</p> <p>⑤洗濯室又は洗濯場</p> <p>⑥汚物処理室</p> <p>⑦介護材料室</p>	<p>条例111第170条第3項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
三 設備に関する基準	(5) その他の構造設備 ①廊下の幅は、1.5m以上となっているか。ただし、中廊下の幅は、1.8m以上となっているか。ただし、既存建物の改修により整備したユニット型指定短期入所生活介護事業所であって、廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められる場合は、この限りでない。 ※なお中廊下とは、廊下の両側に居室、静養室等利用者の日常生活に直接使用する設備のある廊下をいう。	条例111第170条第5項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	②廊下、共同生活室、便所その他必要な場所に常夜灯を設けているか		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	③階段の傾斜を緩やかにしているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	④消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	⑤ユニット又は浴室が2階以上の階にある場合は、1以上の傾斜路を設けているか。 ただしエレベーターを設けるときは、この限りではない。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
四 運営に関する基準	1 管理者の責務 (1) 管理者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者の管理及び指定短期入所生活介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。	条例111第180条 準用（第51条第1項） 条例111第180条 準用（第51条第2項）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 管理者は、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者に、基準条例の「第4節 運営に関する基準」を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
	(4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質向上のための研修の機会を確保しているか。また、全ての従業者（看護職員、介護福祉士又は介護支援専門員の資格を有する者、法第八条第二項に規定する政令で定める者その他これらに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じているか。（※令和6年3月31日までの間は努力義務）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、適切な指定短期入所生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの又は性的な言動により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。（職場におけるハラスメントの防止ための雇用管理上の措置）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	4 業務継続計画の策定等 (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するユニット型指定短期入所生活介護の提供を継続的に行い、及び業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じているか。	都条例111号第180条準用（第11条の2）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
四 運 営 に 関 す る 基 準	(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。 ※上記(1)～(3)については3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は努力義務。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	5 対象者等 (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況により若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に、指定短期入所生活介護を提供しているか。	条例111第180条 準用（第152条第1項） 条例111第180条 準用（第152条第2項）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	<p>6 内容及び手続きの説明及び同意</p> <p>(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、短期入所生活介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間について利用申込者の同意を得ているか</p>	<p>条例111第180条 準 用（第153条）</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(2) 居宅基準第 153 条第 1 項は、ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切な指定短期入所生活介護を提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の運営規程の概要、短期入所生活介護従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者が、他の介護保険に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定短期入所生活介護の提供を受けること（サービスの内容及び利用機関等を含む）につき同意を得なければならないこととしたものである。なお、当該同意については、利用者及び指定短期入所生活介護事業者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいが確認しているか。</p>	<p>条例111第180条 準 用（第153条）</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>7 提供拒否の禁止</p> <p>ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、正当な理由なく指定短期入所生活介護の提供を拒んでいないか。</p>	<p>条例111第180条 準 用（第13条）</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>8 サービス提供困難時の対応</p> <p>サービスの提供が困難な場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の事業者等の紹介その他の必要な措置を講じているか。</p>	<p>条例111第180条 準 用（第14条）</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>9 受給資格等の確認</p> <p>(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際し、利用者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。</p>	<p>条例111第180条 準 用（第15条）</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定短期入所生活介護を提供するよう努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
四 運 営 に 関 す る 基 準	10 要介護認定等の申請に係る援助 (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、要介護認定の申請をしていないことにより要介護認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行っているか。	条例111第180条 準用 (第16条第1項)  条例111第180条 準用 (第16条第2項)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合に必要と認めるときは、当該利用者の受けている要介護認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに行われるよう必要な援助を行っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	11 心身の状況等の把握 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、利用者に係るサービス担当者会議等を通じて、当該利用者の心身の状況、置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めているか。	条例111第180条 準用 (第17条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	12 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供の開始に際して、利用申込者が介護保険法施行規則第64条各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を居宅介護支援事業者に依頼する旨を区市町村への届出等により、指定短期入所生活介護の提供を法定代理受領サービスの提供として受けることが可能となる旨を説明、居宅介護支援事業者に関する情報を提供その他の法定代理受領サービスの提供に必要な援助を行っているか。	条例111第180条 準用 (第19条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	13 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定短期入所生活介護を提供しているか。	条例111第180条 準用 (第20条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 す る 基 準	14 サービスの提供の記録 (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、当該指定短期入所生活介護の提供日及び内容、当該指定短期入所生活介護について法第41条第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費の額その他必要な事項を、当該利用者に係る居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しているか。	条例111第180条準用（第23条第1項） 条例111第180条準用（第23条第2項）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護を提供した際には、提供したサービスの具体的な内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合は、文書の交付その他適切な方法により、当該事項に係る情報を当該利用者に提供しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	15 利用料等の受領 (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けているか。	条例111第174条第1項 条例111第174条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際に利用者から支払を受ける利用料の額と指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
	<p>(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)及び(2)に定める場合において利用者から支払を受ける額のほか、利用者から受けることができる次に掲げる費用の額以外の額を受けていないか。</p> <p>① 食事の提供に要する費用</p> <p>② 滞在に要する費用</p> <p>③ 利用者が選定する特別な居室の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>④ 利用者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用</p> <p>⑤ 送迎に要する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く。）</p> <p>⑥ 理美容に要する費用</p> <p>⑦ ①～⑥に掲げるもののほか、指定短期入所生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、かつ、当該利用者に負担させることが適当と認められるもの（その他の日常生活費）。</p>	<p>条例111第174条第3項</p> <p>規則141第41条</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(3)に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、当該利用者の同意を得ているか。</p>	<p>条例111第174条第4項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
四 運 営 に 関 す る 基 準	<p>(5) 指定短期入所生活介護その他のサービスの提供に要した費用について、その支払を受ける際、当該支払をした被保険者に対して、それぞれ個別の費用ごとに区分して記載した領収証を交付しているか。</p>	<p>法第41条第8項</p> <p>施行規則第65条</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>16 保険給付の申請に必要となる証明書の交付</p> <p>ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護に係る利用料の支払を受けた場合は、当該指定短期入所生活介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しているか。</p>	<p>条例111第180条 準用（第25条）</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>17 指定短期入所生活介護の取扱方針</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護は、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとして行っているか。</p>	<p>条例111第175条第1項</p> <p>条例111第175条第2項</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(2) 指定短期入所生活介護は、各ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行っているか。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
	(3) 指定短期入所生活介護は、利用者のプライバシーの確保に配慮して行っているか。	条例111第175条第3項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 指定短期入所生活介護は、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、当該利用者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行っているか。	条例111第175条第4項 条例111第175条第5項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、利用者又はその家族に対し、指定短期入所者生活介護の提供方法等について、説明を行っているか。	条例111第175条第6項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該指定短期入所生活介護の提供を受ける利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行っていないか。	条例111第175条第7項 条例111第175条第8項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(7) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに理由を記録しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
四 運 営 に 関 する 基 準	(8) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、自らその提供する指定短期入所生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図っているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	18 短期入所生活介護計画 (1) 管理者は、相当期間にわたり継続して入所することが予定される利用者については、当該利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、指定短期入所生活介護の提供の開始前から終了後に至るまでの当該利用者が利用する指定短期入所生活介護の継続性に配慮し、短期入所生活介護従業者と協議の上、指定短期入所生活介護の目標、当該目標を達成するための具体的な指定短期入所生活介護の内容等を記載した短期入所生活介護計画を作成しているか。※相当期間以上とは、概ね4日以上連続して利用する場合を指すこととするが、4日未満の利用者についても必要な介護及び機能訓練等の援助を行うものとする。	条例111第180条準用（第156条第1項） 要領1882第3の一の3の(6)② 条例111第180	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 短期入所生活介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されているときは、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しているか。また、短期入所生活介護計画の作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該短期入所生活介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更しているか		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
四 運 営 に 関 する 基 準	(3) 管理者は、短期入所生活介護計画の作成に当たっては、当該短期入所生活介護計画の内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得ているか。	条例111第180条準用（第156条第2項） 条例111第180条準用（第156条第3項） 要領1882第3の八の3(6)④、⑤	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(4) 管理者は、短期入所生活介護計画を作成した際には、当該短期入所生活介護計画を利用者に交付しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(5) 短期入所生活介護計画の作成に当たっては、居宅サービス計画を考慮しつつ、利用者の希望を十分勘案し、利用者の日々の介護状況に合わせて作成しているか		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(6) 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定短期入所生活介護事業者は、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から短期入所生活介護計画の提出の求めがあった際には、当該短期入所生活介護計画を提出することに協力するよう努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	19 介護	条例111第176条第1項  条例111第176条第2項  条例111第176条第3項  条例111第176条第4項  条例111第176条第5項  条例111第176条第6項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(1) 介護は、各ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行われているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の日常生活における家事を、利用者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援しているか		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、利用者に入浴の機会を提供しているか。 ただし、やむを得ない場合には、清しきを行うことをもって入浴の機会の提供に代えることができる。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、排せつの自立について必要な支援を行うとともに、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えているか。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(5) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)～(4)に定めるほか、利用者が行う離床、着替え、整容その他日常生活上の行為を適切に支援しているか。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(6) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常時 1 人以上の介護職員を介護に従事させているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
	(7) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し、利用者の負担により、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならないが受けさせていないか。	条例111第176条第7項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	20 食事 (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供しているか。	条例111第177条第1項 条例111第177条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、食事の自立について必要な支援を行っているか。	項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供するとともに、利用者がその心身の状況に応じ、可能な限り自立して食事を行うことができるよう必要な時間を確保しているか。	条例111第177条第3項 条例111第177条第4項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
四 運 営 に 関 す る 基 準	(4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事を摂ることを支援しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	21 機能訓練 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じ、日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行っているか。	条例111第180条 準用 (第159条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	22 健康管理 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、健康保持のための必要な措置を講じているか。	条例111第180条 準用 (第160条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	23 相談及び援助 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っているか。	条例111第180条 準用 (第161条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	24 その他のサービスの提供 (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自立的に行うこれらの活動を支援しているか。	条例111第178条第1項 条例111第178条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るよう努めているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
	25 利用者に関する区市町村への通知 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者が正当な理由なく、指定短期入所生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合又は偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、若しくは受けようとした場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を区市町村に通知しているか。	条例111第180条 準用（第30条）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	26 緊急時等の対応 ユニット型短期入所生活介護従業者は、現に型指定短期入所生活介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめユニット型指定短期入所生活介護事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じているか。	条例111第180条 準用（第163条）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
四 運 営 に 関 す る 基 準	27 定員の遵守 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニットごとの利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行っていないか。	条例111第179条 規則141第42条 第2号	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	28 地域等との連携等 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業の運営に当たっては、地域住民との連携、協力等により地域との交流に努めているか。	規則141第180条 準用（第165条）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	29 衛生管理等 (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じているか。	条例111第180条 準用（第109条1項） 条例111第180条 準用（第109条2項）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じているか。（令和6年3月31日までの間は努力義務。令和6年4月1日より義務化。） ① 感染症の予防及びまん延の防止に係る対策を検討するための感染症対策委員会その他の委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知すること。 ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	規則141号第43条 準用（第19条の2）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	30 非常災害対策 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定し、また、非常災害時の関係機関への通報及び連携の体制を整備し、定期的にこれらを従業者に周知するとともに、避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行っているか。 また、訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう地域住民等との連携に努めているか。	条例111第180条準用（第110条）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	31 掲示 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、ユニット型短期入所生活介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ただし、上に規定する事項を記載した書面を指定短期入所生活介護事業所に備え付け、かつ、これを関係者に自由に閲覧させることにより、規定による掲示に代えることができる。	条例111第180条準用（第33条）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	32 秘密保持等 (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。	条例111第180条準用（第34条第1項） 条例111第180条準用（第34条第2項） 条例111第180条準用（第34条第3項）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合にあつては当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあつては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	33 広告 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所について広告をする場合は、その内容が虚偽又は誇大なものになってはいないか。	条例111第180条準用（第35条）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	34 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していないか。	条例111第180条準用（第36条）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ	
四 運営に関する基準	35 苦情処理 (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者及びその家族からの指定短期入所生活介護に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、窓口を設置その他必要な措置を講じているか。	条例111第180条準用（第37条第1項） 条例111第180条準用（第37条第2項）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に関し、区市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該区市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して区市町村が行う調査に協力するとともに、区市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 また、区市町村からの求めがあった場合には、当該改善の内容を区市町村に報告しているか。	条例111第180条準用（第37条第3項） 条例111第180条準用（第37条第4項）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	(4) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、提供した指定短期入所生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っているか。 また、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、当該改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	36 事故発生時の対応 (1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、当該事故の状況及び処置について記録その他必要な措置を講じているか。		条例111第180条準用（第39条第1項） 条例111第180条準用（第39条第2項） 要領 1882 第3-3(30)③	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っているか。			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じているか。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
四 運営に関する基準	<p>37 虐待の防止</p> <p>ユニット型指定短期入所介護事業者は、虐待の発生及び再発を防止するため、次に掲げる措置を講じているか。（令和6年3月31日までの間は努力義務。令和6年4月1日より義務化。）</p> <p>①虐待の防止に係る対策を検討するための委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、短期入所生活介護従業者に十分に周知すること。</p> <p>②虐待の防止のための指針を整備すること。</p> <p>③短期入所生活介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。</p> <p>④①から③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</p>	<p>都条例111号第180条準用（第39条の2）</p> <p>都規則141号第43条準用（第4条の3）</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>38 会計の区分</p> <p>ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに経理を区分するとともに、短期入所生活介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しているか。</p>	<p>条例111第180条準用（第40条）</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>39 記録の整備</p> <p>(1) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備しているか。</p>	<p>条例111第180条準用（第166条1項）</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該利用者の契約終了の日から2年間保存しているか。</p> <p>①短期入所生活介護計画</p> <p>②基準条例第166条において準用する第23条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録</p> <p>③基準条例第155条第5項に規定する身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録</p> <p>④基準条例第166条において準用する基準条例第30条に規定する区市町村への通知に係る記録</p> <p>⑤基準条例第166条において準用する基準条例第37条第2項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>⑥基準条例第166条において準用する基準条例第39条第1項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>条例111第180条準用（第166条2項）</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
五 変更の届出等	1 変更の届出等 (1) 事業者は、当該指定に係る事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を都知事に届け出ているか。	法第75条第1項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 事業者は、当該事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出ているか。	法第75条第2項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
六 介護給付費の算定及び取扱い	1 基本的事項 (1) 指定短期入所生活介護に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第19号の別表「指定居宅サービス介護給付費単位数表」により算定しているか。 ただし、ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定短期入所生活介護事業所毎に所定単位数より低い単位数を設定する旨を、都に事前に届出を行った場合は、この限りではない。	法第41条第4項第2号 平12厚告19（平24厚告96）の8 平12老企39	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 指定短期入所生活介護事業に要する費用の額は、平成12年厚生省告示第22号の「厚生労働大臣が定める1単位の単価」に、別表に定める単位数を乗じて算定されているか。	平12厚告19（平24厚告96）の二 平12厚告19（平24厚告96）の三	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(3) 1単位の単価に単位数を乗じて得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	2 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 (1) 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都知事に届け出たユニット型指定短期入所生活介護事業所において、指定短期入所生活介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定しているか。	平12厚告19（平24厚告96）別表の8のイ及びロの注1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(2) (1)の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数に100分の97に相当する単位数を算定しているか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	<p>3 生活機能向上連携加算</p> <p>外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、次の「厚生労働大臣が定める基準」に掲げる区分に従い、生活機能向上連携加算（Ⅰ）については、利用者の急性憎悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、生活機能向上連携加算（Ⅱ）については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、個別機能訓練加算を算定している場合は、（Ⅰ）は算定せず、（Ⅱ）は1月につき100単位を所定単位数に加算する。</p> <p>次のいずれにも適合すること。</p>	平12厚告19（平24厚告96）別表の8のイ及びロの注5 老企第40号第2の2（7）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>（1）生活機能向上連携加算（Ⅰ）のみ</p> <p>指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所若しくは医療提供施設の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この号において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該指定短期入所生活介護事業所の機能訓練指導員が共同して利用者の身体状況の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>（2）生活機能向上連携加算（Ⅱ）のみ</p> <p>指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所若しくは医療提供施設の理学療法士等が、当該指定短期入所生活介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同して利用者の身体の状態等の評価及び個別機能訓練計画を作成していること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>（3）生活機能向上連携加算（Ⅰ）（Ⅱ）共通</p> <p>① 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。</p> <p>② （1）、（2）の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対して機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、訓練内容等の見直し等を行っていること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	<p>4 機能訓練指導員に係る加算</p> <p>専ら機能訓練の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)を1名以上配置しているものとして都知事に届け出たユニット型指定短期入所生活介護事業所について、1日につき12単位を所定単位数に加算しているか。</p>	<p>平12厚告19 別表の8のイ及びロの注6 老企第40号第2の2(8)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>5 個別機能訓練加算</p> <p>「厚生労働大臣が定める基準」に適合しているものとして都知事に届け出た指定短期入所生活介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合に、個別機能訓練加算として、1日につき56単位を加算しているか。</p>	<p>平12厚告19別表の8のイ及びロの注7 老企第40号第2の2(9)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>6 看護体制加算</p> <p>次の基準に該当するものとして都知事に届け出たユニット型指定短期入所生活介護事業所について、当該施設基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、看護体制加算(Ⅰ)を算定している場合は、看護体制加算(Ⅲ)イ又はロを算定せず、看護体制加算(Ⅱ)を算定している場合は、看護体制加算(Ⅳ)イ又はロを算定しない。</p> <p>(1) 看護体制加算(Ⅰ)</p> <p>当該事業所において、常勤の看護師を1名以上配置しているか。</p>	<p>平12厚告19別表の8のイ及びロの注8 老企第40号第2の2(10)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>





項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	13 30日を超える日以降の短期入所生活介護費の算定 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所生活介護を受けている場合において、30日を超える日以降に受けた指定短期入所生活介護について、短期入所生活介護費を算定していないか。	平12厚告19（平24厚告96）別表の8のイ及びロの注17	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	14 療養食加算 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都知事に届けて当該基準による食事の提供を行うユニット型指定短期入所生活介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき3回を限度として、8単位を加算しているか。 (1) 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されているか。 (2) 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われているか。 (3) 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合するユニット型指定短期入所生活介護事業所において行われているか。	平12厚告19 別表の8のハの注	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	15 在宅中重度者受入加算 ユニット型指定短期入所生活介護事業所において、当該利用者が利用していた訪問看護を行う訪問看護事業所に当該利用者の健康上の管理等を行わせた場合は、1日につき次に掲げる区分に応じ、それぞれの所定単位数を加算しているか。 (1) 看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）イ若しくはロを算定している場合（看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）イ若しくはロを算定していない場合に限る。）	平12厚告19（平24厚告96）別表の8のニの注 老企第40号第2の2（16）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(2) 看護体制加算（Ⅱ）又は（Ⅳ）イ若しくはロを算定している場合（看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）イ若しくはロを算定していない場合に限る。）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
(3) 看護体制加算（Ⅰ）又は（Ⅲ）イ若しくはロ及び（Ⅱ）又は（Ⅳ）イ若しくはロをいずれも算定している場合	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
(4) 看護体制加算を算定していない場合。	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	



項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	<p>16 認知症専門ケア加算</p> <p>ユニット型指定短期入所生活介護事業所において、日常生活に支障を来すおそれのある症状又は行動が認められることから介護を必要とする認知症の者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 認知症専門ケア加算(I) 3単位</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① 事業所又は施設における利用者、入所者又は入院患者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者(以下「対象者」という。)の占める割合が2分の1以上であること。</p> <p>② 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者(短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を提供する場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める者を含む。)を、対象者の数が20人未満である場合にあっては、1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に、当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。</p> <p>③ 当該事業所又は施設の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催していること。</p> <p>(2) 認知症専門ケア加算(II) 4単位</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>① この基準のいずれにも適合すること。</p> <p>② 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者(短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護又は介護予防特定施設入居者生活介護を提供する場合にあっては、別に厚生労働大臣が定める者を含む。)を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること。</p>	<p>平12厚告19(平24厚告96)別表の8のホの注</p> <p>老企第40号第2の2(18)</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
六	③ 当該事業所又は施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
介護給付費の算定及び取扱い	<p>17 サービス提供体制強化加算</p> <p>「厚生労働大臣が定める基準」に適合しているものとして知事に届け出たユニット型指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しないこととなっているが、算定していないか。</p> <p>(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 22 単位</p> <p>(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 18 単位</p> <p>(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 6単位</p>	平12厚告19（平24厚告96）別表の8のへの注 老企第40号第2の2（20）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>※別に厚生労働大臣が定める基準の内容</p> <p>短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準</p> <p>イ サービス提供体制強化加算（Ⅰ）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>①次のいずれかに適合すること</p> <p>(1) 指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の80以上であること。</p> <p>(2) 指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の者の占める割合が100分の35以上であること。</p> <p>②定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>ロ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>①当該事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の60以上であるか。</p> <p>②定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	<p>ハ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合しているか。</p> <p>①次のいずれかに適合すること</p> <p>(1)当該指定短期入所生活介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。</p> <p>(2)当該指定短期入所生活介護事業所の看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上であること。</p> <p>(3)指定短期入所生活介護を利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。</p> <p>②定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>18 介護職員処遇改善加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして知事に届け出たユニット型指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算しているか。</p> <p>ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定していないか。</p> <p>(1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）</p> <p>算定した単位数の1000分の83に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）</p> <p>算定した単位数の1000分の60に相当する単位数</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ）</p> <p>算定した単位数の1000分の33に相当する単位数</p>	<p>平 12 厚告 19</p> <p>別表の 8 のトの注</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	<p>※別に厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員の賃金（退職手当を除く。）の改善（以下「賃金改善」という。）に要する費用の見込額（賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。）が介護職員処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(2) ユニット型指定短期入所生活介護事業所において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、全ての介護職員に周知し、知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために介護職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに介護職員の処遇改善に関する実績を知事に報告すること。</p> <p>(5) 算定日が属する月の前12月間において、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。</p> <p>(6) 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において、労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第10条第2項に規定する労働保険料をいう。以下同じ。）の納付が適正に行われていること。</p>	平 27 厚労告 95 の三十九（平 27 厚労告 95 の四号準用）	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	<p>(7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(一) 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>(二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(三) 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>(四) (三)について、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(五) 介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。</p> <p>(六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する介護職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該介護職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p>				
	<p>ロ 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)</p> <p>イ(1)から(6)まで、(7)(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>ハ 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) イ(1)から(6)まで及び(8)に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(2) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。</p> <p>b aの要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。</p> <p>(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>a 介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。</p> <p>b aについて、全ての介護職員に周知していること。</p>		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	<p>19 介護職員等特定処遇改善加算</p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た<u>ユニット型</u>指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。</p> <p>(1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 算定した単位数の1000分の27に相当する単位数</p> <p>(2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） 算定した単位数の1000分の23に相当する単位数</p>	平成12厚告19別表8のチの注	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>※別に厚生労働大臣が定める基準</p> <p>イ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額を上回る賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一)経験・技能のある介護職員のうち1人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(二)ユニット型指定短期入所生活介護事業所における経験・技能のある介護職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均を上回っていること。</p> <p>(三)介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の賃金改善に要する費用の見込額の平均が、介護職員以外の職員の賃金改善に要する費用の見込額の平均の二倍以上であること。ただし、介護職員以外の職員の平均賃金額が介護職員（経験・技能のある介護職員を除く。）の平均賃金額を上回らない場合はその限りでないこと。</p>	平27厚労告95の三十九の二	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	<p>四介護職員以外の職員の賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円を上回らないこと。</p> <p>(2) 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>(3) 介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>(4) 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>(5) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。</p> <p>（一）短期入所生活介護費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること。</p> <p>（二）当該指定短期入所生活介護事業所が、介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）を届け出ていること。</p> <p>(6) ユニット型指定短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。</p> <p>(7) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。以下この号において同じ。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。</p> <p>(8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>ロ 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。</p>				<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>

項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
	<p><b>20 介護職員等ベースアップ等支援加算(令和4年10月1日適用)</b></p> <p>別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出たユニット型指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、イからへまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p>	平成12厚労19別表8のりの注			
	<p>※別に厚生労働大臣が定める基準</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>イ 介護職員その他の職員の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額を上回り、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の3分の2以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>ロ ユニット型指定短期入所生活介護事業所において、賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。</p> <p>ハ 介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本可算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>ニ 当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。</p> <p>ホ ユニット型指定短期入所生活介護費における介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。</p> <p>へ ロの届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に通知していること。</p>	平27厚労告95の三十九の三（平27厚労告95の四号の三準用）			
	<p><b>21 定員超過利用に係る減算</b></p> <p>利用者数が利用定員を超える場合は、原則として定員超過利用による減算の対象となり、所定単位数の100分の70を乗じて得た単位数を算定しているか</p>	平12老企40第2の2の(2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>



項目	確認事項	根拠法令	はい	非該当	いいえ
六 介護給付費の算定及び取扱い	<p>22 ユニットにおける職員に係る減算</p> <p>ユニットにおける職員の員数が、ユニットにおける職員の基準に満たない場合の減算については、ある月（暦月）において基準に満たない状況が発生した場合に、その翌々月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、入所者全員について、所定単位数を減算しているか。</p> <p>ただし、翌月の末日において基準を満たすに至っている場合を除く。</p>	平12老企40第2の2の(5)準用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	<p>23 ユニットケアに関する減算</p> <p>次に掲げる基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定しているか。</p> <p>(1) 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。</p> <p>(2) ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。</p>	平12厚告19（平24厚告96）別表の8のロの注2 平27厚労告96の11	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>